

第6章

アンチ・ダンピング措置

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

WTO 協定でいう「ダンピング」とは、ある産品が正常価額よりも低い価額で他国に輸出されることを指す。正常価格とは、通常、輸出国の国内向け販売価格を指す。そして、ダンピング輸出によって、輸入国の産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあるときは、輸入国は、ダンピングを相殺し又は防止するため、ダンピングされた産品に対しダンピング防止税を課することができる。つまり、ダンピング輸入された産品に対して、正常価格と輸出向け販売価格との差（ダンピング・マージン）を上限とする関税（AD 税）を賦課することができる。

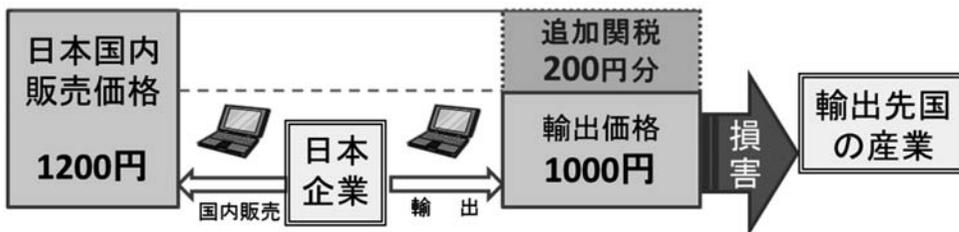
価格比較の際、国内向け販売が「通常の商取引」として行われていない場合（例えば、資本関係のある会社に特別な価格で販売されている場合、輸出者が輸出国政府の統制下にある場合など）、あるいは国内での販売量が少ないこと等により、比較可能な国内販売価格がない場合は、正常価格と

して第三国への輸出価格又は構成価額が用いられる（AD 協定第 2.2 条）。構成価額とは、原産国における生産費に販売経費、利潤等を加えたものとされている。

AD 税は、最恵国待遇（第Ⅱ部第 1 章参照）の例外措置の一つであり、その発動には細心の注意が払われるべきである。しかし、国内産業を保護するための手段であるセーフガード措置（第Ⅱ部第 8 章参照）のように補償を提供することや相手国の対抗措置を受忍することが求められないため、諸外国においては必要な要件を満たしていないにもかかわらず AD 調査を開始したり、発動後に必要な要件が満たされなくなったにもかかわらずこれを維持したりするなどの濫用が目立つ。

AD 措置の保護主義的・輸入制限的な運用に対する懸念から、ウルグアイ・ラウンド交渉及びドーハ開発アジェンダ交渉において規律の強化が図られたが、これらの AD 措置濫用の懸念は引き続き多くの国が有している。

<図表Ⅱ-6-1> ダンピングの例



(2) 法的規律の概要

① ルールの概要

AD についての国際ルールとしては、GATT 第 6 条にダンピング防止税に関する規定があり、その実施協定として「1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定」(AD 協定)が定められている。AD に関する WTO 協定の具体的概要は、以下のとおりである。

(a) GATT 第 6 条

AD 税に関して、GATT 第 6 条に次のように定められている。

第 6 条

1 加盟国は、ある国の産品をその正常の価額より低い価額で他国の商業へ導入するダンピングが加盟国の領域における確立された産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり、又は国内産業の確立を実質的に遅延させるときは、そのダンピングを非難すべきものと認める。この条の規定の適用上、ある国から他国へ輸出される産品の価格が次のいずれかの価格より低いときは、その産品は、正常の価額より低い価額で輸入国の商業に導入されるものとみなす。

(a) 輸出国における消費に向けられる同種の産品

の通常の商取引における比較可能な価格

(b) 前記の国内価格がない場合には、

(i) 第三国に輸出される同種の産品の通常の商取引における比較可能な最高価格

(ii) 原産国における産品の生産費に妥当な販売経費及び利潤を加えたもの

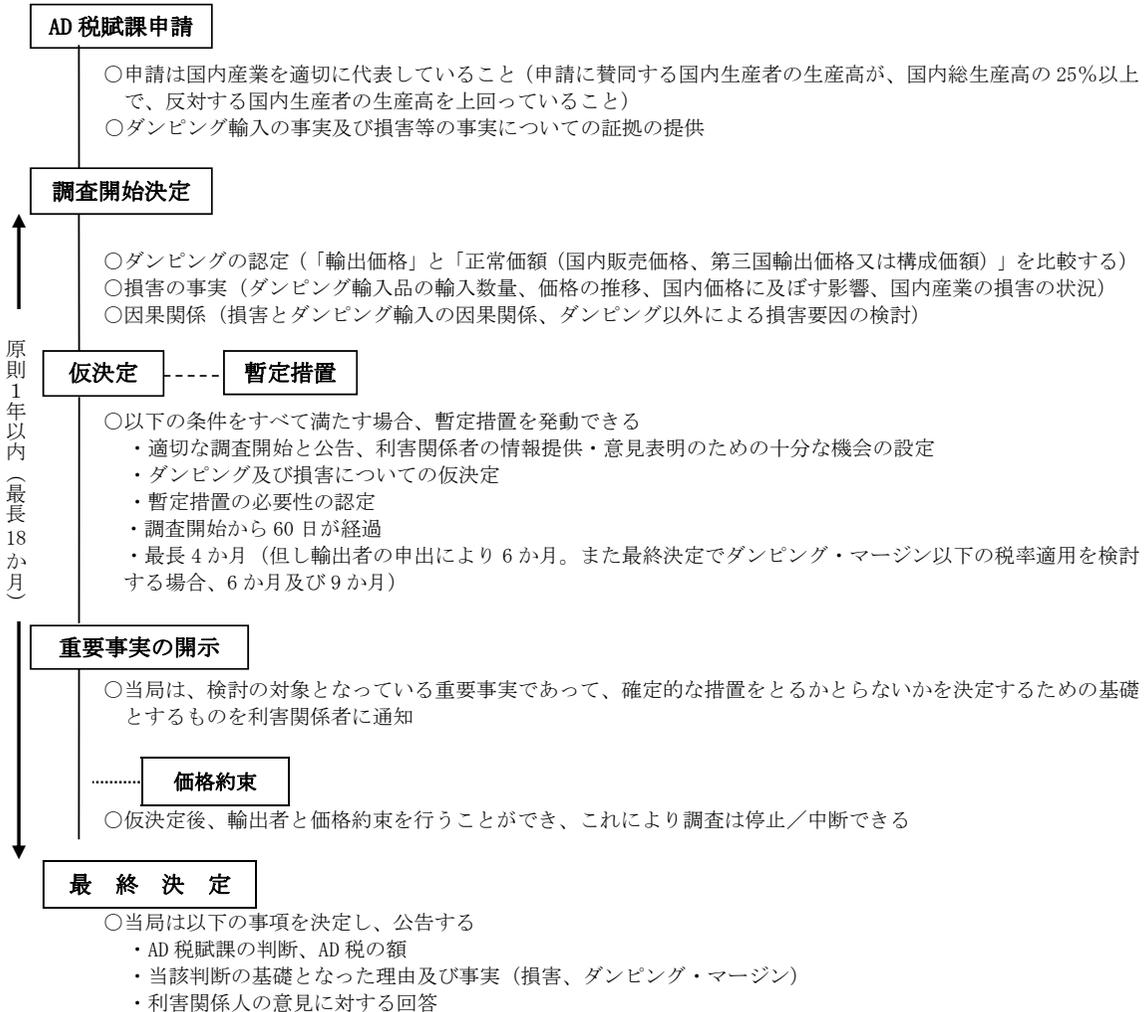
販売条件の差異、課税上の差異及び価格の比較に影響を及ぼすその他の差異に対しては、それぞれの場合について妥当な考慮を払わなければならない。

2 加盟国は、ダンピングを相殺し又は防止するため、ダンピングされた産品に対し、その産品に関するダンピングの限度を超えない金額のダンピング防止税を課することができる。この条の適用上、ダンピングの限度とは、1 の規定に従って決定される価格差をいう。

(b) AD 協定

この協定はケネディ・ラウンド妥結時に制定(1967 年調印・1968 年発効)され、東京ラウンドでの改正(1979 年作成・1980 年発効)及びウルグアイ・ラウンドでの改正(1994 年作成・1995 年発効)を経て現在に至っている。現行 AD 協定は AD 調査開始申請から措置の発動までを以下のとおり定めている。

<図表Ⅱ - 6-2> AD 調査の流れ



② AD 委員会

WTO では、AD 措置に関して議論する場として、年2回AD 委員会が開催されている。そこでは、各国のAD 実施法が協定整合的であるかを明らかにするための法制審査、各国のAD 措置についての報告等、AD に関する様々な問題の検討が行われる。

AD 委員会の下には、特定の論点について協議を行う場が臨時に2つ設けられている。1つは迂回防止非公式会合であり、これは、ウルグアイ・ラウンド交渉において結論が出ず、AD 委員会に付託されることとなった迂回問題について議論を行う。もう1つは実施会合で、協定上解釈が曖昧になるおそれのある部分について各国調査当局間の運用の統一を図るための議論を行う。最近、各国の

プラクティスの共有という側面が強くなっており、各国の調査当局によって、活発な議論が行われている。我が国は、このような場を通じ各国の国内法令が適切に整備・運用されているかに注意を払い、仮に協定整合的でない法令の制定や運用があった場合は、速やかにAD 委員会をはじめとするWTO の場で指摘を行い、是正を求めている。

さらに、我が国としては、GATT 第6条、AD 協定等に反している不当なAD 措置については、国際ルールに基づき、WTO の場で解決を図っていくべきであり、二国間協議で問題が解決しない場合には、パネル・上級委員会を通じて問題を解決していくことが必要であると考えられる。

③ 迂回問題

AD 措置に関する「迂回 (Circumvention)」とは、一般に、AD 税賦課命令の対象となるべき產品につき、これに対する課税を免れるために、賦課命令が示す課税範囲から「形式的」には外れるようにするものの「実質的」には賦課命令前と同等の商業活動を維持するような状況を指す。もっとも、GATT/WTO 協定上は、その定義は未確定である。迂回に関しては、加盟国間で意見の相違があり、AD 協定における規律の必要性の有無や内容について、現在まで合意に至っていない。迂回防止措置（一般的に、迂回行為を通常の AD 調査よりも簡易な調査に基づき AD 課税の対象とすることをいう。）については、適切な調査を経ないまま不合理に AD 措置が拡大されるおそれもあり、今後も各国の法制や措置を注視していく必要がある。

(3) ドーハ開発アジェンダにおける AD 協定改正交渉の進捗状況

2016 年版不公正貿易報告書 339-343 頁参照。

(4) 最近の動向

AD 措置の発動は、従来は、米国、EU、カナダ、豪州に集中していた。これには、AD 制度を整備している国には先進国が多いという事情もあった。しかし近年、中国やブラジル、インドなどをはじめとする新興国による AD 措置の発動が増加しており（図表 II - 6 - 3 参照）、それらの国から我が国に対する AD 措置も多く発動されている（図表 II - 6 - 4 参照）。これらの国の AD 調査は、手続の透明性が低く、調査当局の決定に関する説明が不十分であり、利害関係者の十分な意見表明機会が確保されないなど問題も多いため、調査の手続や方法が AD 協定に整合的かどうか特に注意を払っていくことが重要である。

<図表 II - 6 - 3> WTO 発足以降の主要国の AD 調査開始件数の推移（2016年6月現在）

開始年 調査開始国	1995年 ～ 1999年	2000年 ～ 2004年	2005年 ～ 2009年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	合計 (1995～ 2015)
米国	134	222	84	3	15	11	39	19	42	569
EU	186	117	102	15	17	13	4	14	12	480
カナダ	56	77	18	2	2	11	17	13	3	199
インド	13	268	192	41	19	21	29	38	30	651
中国	5	104	69	8	5	9	11	7	11	229
韓国	41	36	31	3	0	2	8	6	4	131
インドネシア	32	28	20	3	6	7	14	12	6	128
トルコ	13	76	55	2	2	14	6	12	16	196
メキシコ	37	42	18	2	6	4	6	14	9	138
ブラジル	68	48	64	37	16	47	54	35	23	392
アルゼンチン	93	92	74	14	7	13	19	6	6	324
日本	0	2	4	0	0	1	0	1	2	10
その他	455	321	273	43	70	56	80	59	66	1,423
合計	1,133	1,433	1,004	173	165	209	287	236	230	4,870

出典：WTO統計¹ 単位：件（※複数の国に対する同一品目のAD調査は各々1件として計上している。）

¹ WTO ウェブページ (https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/AD_InitiationsByRepMem.pdf)

<図表Ⅱ-6-4> 措置継続中の対日AD案件リスト (2016年6月30日現在)²

中国 (19件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
ポリ塩化ビニル (PVC)	2003. 09. 29	2015. 09. 28 措置継続
光ファイバー	2005. 01. 01	2010. 12. 31 措置継続
クロロプレン・ゴム	2005. 05. 10	2011. 05. 09 措置継続
トリクロロエチレン	2005. 07. 22	2011. 07. 22 措置継続
エピクロロヒドリン	2006. 06. 28	2012. 06. 27 措置継続
スパンデックス	2006. 10. 13	2012. 10. 12 措置継続
カテコール	2006. 05. 22	2012. 05. 21 措置継続
電解コンデンサ紙	2007. 04. 18	2013. 04. 18 措置継続
ビスフェノールA (BPA)	2007. 08. 30	2013. 08. 29 措置継続
メチルエチルケトン	2007. 11. 22	2013. 11. 20 措置継続
アセトン	2008. 06. 09	2014. 06. 06 措置継続
写真用印画紙	2012. 03. 22	
ステンレス継目無鋼管	2012. 11. 08	
レゾルシノール (レゾルシン)	2013. 03. 23	
ピリジン	2013. 11. 20	
高温高圧用継目無合金鋼管	2014. 05. 09	
光ファイバー母材	2015. 08. 19	
メタクリル酸メチル	2015. 12. 01	
未漂白紙紙袋	2016. 04. 10	

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/286/CHN)

² 1995年以降に対日AD措置がある国のうち、2016年6月30日現在で対日AD措置を継続する国について、措置件数が多い順に列挙した。

米国 (15件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
PC鋼より線	1978. 12. 08	2015. 04. 23 措置継続
溶接管継手	1987. 02. 10	2011. 04. 15 措置継続
真鍮板	1988. 08. 12	2012. 04. 26 措置継続
グレイ・ポルトランド・セメント	1991. 05. 10	2011. 12. 16 措置継続
ステンレス棒鋼	1995. 02. 21	2012. 08. 09 措置継続
クラッド鋼板	1996. 07. 02	2013. 02. 11 措置継続
ステンレス線材	1998. 09. 15	2010. 06. 17 措置継続
ステンレス薄板	1999. 07. 27	2011. 08. 11 措置継続
大径継目無鋼管	2000. 06. 26	2011. 10. 11 措置継続
小径継目無鋼管	2000. 06. 26	2011. 10. 11 措置継続
ブリキ及びびティンフリー・スチール	2000. 08. 28	2012. 06. 12 措置継続
大径溶接ラインパイプ	2001. 12. 06	2013. 10. 29 措置継続
ポリビニル・アルコール	2003. 07. 02	2015. 05. 27 措置継続
熱拡散ニッケルめっき圧延平鋼製品	2014. 05. 29	
無方向性電磁鋼板	2014. 12. 03	

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/286/USA)

インド (7件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
アクリル繊維	1998. 11. 17	2010. 08. 30 措置継続
ペルオキシ硫酸塩 (過硫酸塩)	2007. 03. 19	2013. 05. 16 措置継続
ポリ塩化ビニル (PVC)	2008. 01. 23	2014. 06. 13 措置継続

インド (7件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
フェノール	2010. 12. 01	2015. 04. 17 措置継続
アセトン	2011. 04. 18	2015. 04. 22 措置継続
メラミン	2012. 10. 08	
無水フタル酸	2015. 12. 04	

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/286/IND)

韓国 (6件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
ステンレス棒・形鋼	2004. 07. 30 (一部価格約束)	2013. 10. 01 措置継続
酢酸エチル	2008. 08. 25	2015. 11. 19 措置継続
ステンレス厚板	2011. 04. 21	
ポリエチレンテレフタレートフィルム	2014. 12. 30	
エタノールアミン	2014. 12. 30	
空気圧伝送用バルブ	2015. 08. 19	

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/286/KOR)

豪州 (4件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
熱延鋼板	2012. 12. 20	
鉄鋼厚板	2013. 12. 19	
合金鋼厚板	2014. 11. 15	
熱間合金・非合金形鋼	2014. 11. 20	

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/286/AUS)

タイ (2件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
ステンレス冷延鋼板	2003. 03. 13	2015. 02. 25 措置継続
熱延鋼板	2003. 05. 27	2015. 05. 21 措置継続

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/286/THA)

ブラジル (1件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
ラジアルタイヤ	2014. 11. 24	

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/286/BRA)

カナダ (1件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
鉄鋼厚板	2014. 05. 20	

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/286/CAN)

EU (1件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
方向性電磁鋼板	2015. 10. 30	

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/286/EU)

インドネシア (1件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
冷延鋼板	2013. 03. 19	2014. 12. 22 措置継続

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/286/IDN)

メキシコ (1件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
継目無鋼管	2000. 11. 11	2010. 11. 11 措置継続

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/286/MEX)

(5) 経済的視点及び意義

AD 措置は GATT、WTO 協定上の特別措置であるが、制度上、選択的に課税することが可能であるため、差別的な貿易政策の手段として利用される危険性がある。特に、税率という観点から見た場合、これまでのラウンド交渉によって、米国、EU、カナダ、日本等の主要国における鉱工業品に対する平均関税率が 5%未滿まで低下してきたことへの反動の 1 つとして、米国、EU 等で AD 措置が多発され、これらの措置には AD 税率が 100%を超えるものもあった。一度、高税率の AD 措置が発動されると、措置発動国への対象品目の貿易量が激減若しくは停止してしまうことになり（貿易冷却効果）、調査対象企業及び関連産業（当該企業の製品を利用する輸入国の国内産業を含む）へ甚大な影響を与えることとなる。

① 調査の開始による影響

AD 措置はその調査開始のみでも、輸出者に大きな影響を及ぼす。すなわち、AD 調査が開始された時点で、将来 AD 税が課税されるおそれが生じるため、輸出者の輸出意欲を阻害する可能性がある。

また、いったん AD 調査が開始されると、調査対象企業が当局の要求する詳細な質問状に回答するためには、短期間に多大な労力と時間、そして費用が必要とされ、こうした負担は、通常の企業活動にも影響を及ぼす可能性がある。このように AD 調査は措置のいかににかかわらず、調査開始自体が企業の脅威となり得るのである。更に、当局の調査に対する調査対象企業の回答の負担が大きいことから、場合によっては当該企業が部分的に回答を放棄するケースがしばしば見られる。こうした場合、ファクツ・アヴェイラブル (facts available) が適用されることになる。このファクツ・アヴェイラブルとは、調査対象企業が回答を提出しない、又は調査対象企業が提出した回答の内容を調査当局において検証できない場合に、調査当局が収集しえた資料のみで事実認定や各種決定を行うことをいう。調査当局がファクツ・アヴェイラブルに基づいて決定を行い得ることは AD 協定にも明記されている (AD 協定第 6.8 条)。

② 技術革新への影響 (AD 課税対象製品の不当な拡大)

AD 税は、AD 調査によってダンピングとそれによる損害の発生が認定された製品についてのみ課税される。AD 課税決定においては、そのような要件が認められた製品の範囲が課税対象として明示される。

AD 課税決定後に開発された新製品（後開発製品）についても、このような課税対象製品の範囲に含まれると考えられる場合には、課税の対象とされることとなるが、調査対象製品の定義を広く解釈し、實際上、課税対象製品の範囲を拡大しているとみられる例もある。また、調査対象製品と同類の後開発製品に対して AD 税を賦課する制度を迂回防止措置の一環として設ける例もある。さらに、当初から、調査対象製品の範囲を広く設定することで、實際上、迂回を防止しようとする例もある。しかし、後開発製品の種類や性質が課税対象製品と大きく異なる場合には、両製品に用いられる技術や市場の相違に照らして当初調査された国内産業が新しい製品による影響を受けているのか否かを改めて調査して、AD 課税の可否を検討すべきであり、新たな調査なしに既存の AD 課税を適用することには明らかに問題がある。

このように課税対象製品の範囲が不当に拡大されると、新商品の開発、消費者の選択範囲の阻害、ひいては技術革新に影響を与えると考えられる。他方で、調査対象製品との差があまりない後開発製品が AD 課税の対象から外れることになると、国内産業を保護する目的の AD 措置の実効性を損なう可能性もある。

このような弊害にも配慮しつつ、急速に進みつつある技術革新を阻害することがないように、問題解決のための方策について検討していく必要がある。

③ 生産活動のグローバリゼーションへの影響

近年、経済のグローバリゼーションに伴い、輸出先やコストの安い開発途上国に生産を移転する海外生産が活発化している。しかし、それまで我が国からの輸出によって供給されていた製品に AD 税が賦課されていた場合には、当該生産移転が AD

課税の迂回行為とみなされることがあり、その結果、投資の流れを萎縮させたり、歪曲させたりするおそれも大きい。

また、我が国企業が開発途上国に生産移転又は生産委託等を行った場合において、第三国から当該国に対して新たに AD 措置が発動され、生産品が対象となってしまうケースも見られる。この場合、我が国が調査対象となっているわけではないので日本政府としても対応は難しくなる。近年、中国やインド等により AD 措置が積極的に発動されていることを十分認識し、我が国企業が海外進出するときは、生産活動のグローバル化に伴うリスクの一つとして注意する必要がある。

④ まとめ

上述のように、AD 措置は、GATT、WTO 協定上、不公正な貿易に対抗するために加盟国に認められた措置である一方で、一度発動されると、輸出取引に多大な影響を及ぼすため、その恣意的な発動は企業活動に様々なマイナスの影響を与え得る。また、AD 措置が濫用された場合、輸入国のユーザ

一産業及び消費者が不利益を被る可能性もある。したがって、AD 制度は、恣意的な発動による悪影響に十分留意しつつ、不公正な貿易により損害を被っている輸入国の国内産業を救済するために適切に活用されなければならない。

(6) 我が国におけるダンピング行為への対応

我が国における AD 協定に対応する法規としては、関税定率法第 8 条、不当廉売関税に関する政令、不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインの 3 つがある。ダンピング輸入によって我が国産業に損害が生じている旨の申請が我が国産業界からあった場合、これらの法規に基づき対処することとなっている。なお、貿易救済制度に関する疑問点や申請手続等について、調査当局は随時質問・相談に応じている³。最近の調査の概要は、以下のとおりである。

<図表 II - 6 - 5> 豪州、スペイン、中国及び南アフリカ産電解二酸化マンガン

〈経緯〉	
2007年 1月31日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者2社）
4月27日	調査開始
2008年 6月14日	暫定AD税の賦課開始
9月 1日	確定AD税の賦課開始
2012年 8月30日	AD税の課税期間の延長申請受理（申請者は我が国生産者2社） ※豪州は生産撤退により延長申請対象から除外
10月30日	AD税の課税期間の延長調査を開始
2013年10月15日	課税期間延長に関する調査期間を延長
2014年 3月 6日	AD税の課税期間の延長
〈AD税率〉	
豪州：29.3%	
スペイン：14.0%	
中国：46.5%（1社：34.3%）	
南アフリカ：14.5%	

³国内の申請手続き・課税までの流れについて http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/taxation.html

<図表Ⅱ - 6 - 6> インドネシア産カットシート紙

2012年5月10日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者8社）
6月29日	調査開始
2013年6月26日	AD税を課さないことを決定

<図表Ⅱ - 6 - 7> 中国産トルエンジイソシアナート

〈経緯〉	
2013年12月17日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者1社）
2014年 2月14日	調査開始
12月 4日	仮決定
12月25日	暫定AD税の賦課開始
2015年 2月12日	調査期間延長
4月25日	AD税賦課
〈AD税率〉	
中国：69.4%	

<図表Ⅱ - 6 - 8> 韓国及び中国産水酸化カリウム

〈経緯〉	
2015年4月 3日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国1産業団体）
5月26日	調査開始
2016年3月25日	仮決定
4月 9日	暫定AD税の賦課開始
8月 9日	AD税賦課
(AD税率)	
韓国：49.5%	
中国：73.7%	

（7）WTO 紛争処理手続に至った AD ケース

WTO 発足以降、2017年2月末までに、WTO 紛争解決手続に基づく協議要請がされた紛争は全体で521件、そのうちAD措置に関する事案は117件で、我が国が要請したのは6件である⁴。具体的には、DS162（米国 - 1916年AD法）、DS184（米国 - 日本製熱延鋼板AD措置）、DS244（米国 - 日本製表面処

理鋼板ADのサンセット・レビュー）、DS322（米国 - ゼロイング及びサンセット・レビューに関する措置）、DS454（中国 - 日本製高性能ステンレス継目無鋼管AD措置）及びDS504（韓国 - 日本製空気圧バルブ）である（各紛争の申立国、経過等は資料編第3章参照）。

⁴ WTO ウェブページ参照 https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_agreements_index_e.htm?id=A6#

参 考

他国の AD 調査手続に対応する際の留意点について

1. はじめに

AD 調査開始から最終決定までは原則として 1 年以内 (AD 協定第 5.10 条) と期限が設けられている。1 年間という期間は長期間のようにも思われるが、調査対象となった輸出者/輸出国における生産者等 (以下「調査対象企業」) の行うべき作業は多く、實際上、調査対象企業に時間的な余裕がないことも多い。そこで、我が国企業が外国による AD 調査の対象となった場合に、どのような対応を取るべきかの判断に資するため、手続の段階に即して以下概説する。

なお、WTO 加盟国は国際法上 AD 協定の定める義務・手続を遵守して AD 調査を行う必要があるものの、他方で、AD 措置・調査は、基本的には、各国の国内法に基づいて行われる国内法上の手続・措置である。そのため、AD 調査に対応するには、当該国の国内法の知識が必要であることから、現地の弁護士に代理や助言を依頼することがある。

また、本コラムにおいては、他国の AD 調査手続における輸出者/輸出国における生産者としての留意点を記述する。AD 調査における基本的な流れは、AD 協定に基づくものであるが、各国国内法において、より詳細な手続等を定めている場合は当該国内法に従うことに留意されたい。

2. 調査対象企業の対応全般について

AD 協定上、調査当局は、調査対象企業をはじめとする利害関係人から、質問状や現地調査などを通じて必要な情報を収集するとともに、利害関係人には、自らの利益を擁護するため証拠の提出及び意見の表明をする機会が与えられる。利害関係人の防御に関しては、AD 協定上の通則的な規律として、利害関係人に対し、調査当局が必要とする情報に関する事前の通知と証拠提出の機会 (AD 協定第 6.1 条)、自己の利益擁護のための機会 (AD 協定第 6.2 条)、調査当局の保有する情報の閲覧及び自らの主張準備の機会 (AD 協定第 6.4 条) を与えることが規定されている。AD 措置は、調査対象製品の取引を実際に行っている利害関係者 (調査実施国の国内産業や調査対象企業等) の有する

情報 (当該企業に関する一般的情報、輸出取引及び国内販売取引に関する情報等) に基づいて行われるため、まず調査対象企業による対応が調査対応の基本となるところであり、調査対象企業は、これらの規定を活用して、AD 調査・措置に対して自らの利益を防御するために積極的に主張・立証を行うことができる。ただし、調査対象企業は調査に応じる義務はなく、調査対応にかかる費用・負担を考慮して調査対応をしないという選択も可能であることに留意すべきである。もっとも、その場合には、後に詳述するとおり、ファクツ・アヴェイラブルを用いた認定がされる等の不利益を受ける可能性がある。調査対象企業としては、このような不利益と調査対応の負担・費用を考慮して、AD 調査に応じるか、また応じるとしてどの程度まで対応するかを決めているものと思われる。

調査過程で主張・立証を行っていくに当たっては、AD 調査は、調査実施国の国内法上の手続であるが、同時に WTO 加盟国は AD 協定の定めに従って調査を行う義務を負っていることから、調査当局の手続や決定内容が、国内法のみならず、AD 協定に違反するとの主張も有効であることがあり、調査手続過程でもそのような観点からの主張が可能かどうかを検討することが考えられてよい。特に、後に WTO の紛争解決手続での解決を日本政府に依頼することを考えるならば、そうした問題点の立証を容易にするという観点から調査手続における対応の仕方を工夫することが考えられる (詳しくは、「下記 4(2) WTO 紛争解決手続の活用」を参照。)

また、我が国の調査対象企業が複数である場合、調査実施国の国内産業に対する損害及び因果関係の要件は、企業ごとに計算されるダンピング・マージンとは異なり、我が国からの輸出全体について検討・認定されるため、たとえばダンピング輸出以外の事象が国内産業の損害の真の原因であるといった主張を行う場合、企業毎に主張が食い違っていると主張の有効性を損なうことに注意が必要である。

3. 手続の段階ごとの対応について

(1) 調査開始決定前

AD 調査は、国内産業から調査当局に対して調査開始申請がされることによって開始されるのが通常である（AD 協定第 5.1 条）。調査開始申請のためには、ダンピング、損害及び因果関係に関する証拠を添付した申請書を提出する必要がある（AD 協定第 5.2 条）。申請書を受領した調査当局は、調査開始を正当とする十分な証拠があるかどうかを検討し、調査開始の可否を決定する（AD 協定第 5.3 条）。

調査開始が決定されるまで調査当局が申請書受理の有無や調査開始の可否等を公表することは許されないが（AD 協定 5.5 条）、決定前に調査開始申請がなされたとの情報が流れる場合もあるため、日頃から、このような情報の入手に努める企業もある。

(2) 調査開始決定後

調査開始が決定されるとその旨公告が行われ（ウェブサイトに掲載されることも多い。）、また輸出国政府（通常は輸入国に駐在する大使館）や調査当局に知られている輸出者/生産者、輸入者等の利害関係者に通知されることになり、この段階から調査対象企業の調査対応が公式に始まる。調査開始決定直後に行うべき作業は、典型的には以下のようなものがある。

① 申請書及び添付証拠の内容の吟味・検討

上記のとおり、申請書には、AD 課税要件に関する説明がなされるとともに、証拠が添付されている。そのため、調査対象企業は、受領した申請書及び証拠の内容を吟味することによって、申請の内容及び根拠を知ることができ、かつ、必要に応じて反論することが可能になる。

② 調査対象製品の範囲を確認

調査対象製品については、調査開始公告及び申請書を参照することにより、その範囲を知ることができ、それに伴って同種の製品とされる国内製品の範囲も判明する。調査対象企業としては、まずどの製品が調査対象とされているのかを正確に

把握し、その製品に関する基本情報を収集する必要がある。特に、その後の調査対応に際しては、調査対象製品の輸出価格、輸出量、輸入国における市場シェア等の動向は重要な情報となる。

調査対象製品の範囲に誤りがある場合もしばしば見受けられる（例：調査対象製品に含まれないはずの HS コード（関税分類）が調査対象製品のコードとして含まれている場合）。仮にそのような誤りがある場合は、調査当局に早期に指摘し、本来調査対象の範囲に含まれない製品の除外等を求めていくことが重要である。

日本からの輸出の場合、輸入国の国内産業では製造できないような高性能・高付加価値の製品を輸出していることも多く、国内産業と競合しないため、仮にダンピングの事実を認定されたとしても、国内産業に損害を生じさせていないことがある。そのような場合には、国内製品との競合がないことを示す証拠を提出して、当該製品を調査対象製品の範囲から除外するよう求めることがしばしば行われる。さらに、調査対象製品の範囲が広い場合には、相互に競争関係にない製品カテゴリーが含まれることもある。そのような場合には、例えば、相互に競争関係にある製品カテゴリーごとに国内産業の損害の有無を認定するなど、損害認定の際に製品間の競争関係を踏まえた分析をするよう求めるべきかを検討することも重要である。

すなわち、調査対象製品に関連する主張としては、まずは、①調査開始公告及び申請書を確認し、調査対象製品が何かを確認し、範囲が不明確である場合には早期に指摘を行う。また、調査対象製品に含まれているものの、輸入国の国内産業では製造できないような高性能・高付加価値の製品を輸出している場合には、②調査対象製品からの除外を求めること（ただし、調査対象製品の範囲については、当局に広い裁量が認められる）や③WTO の DS で示された先例に従い、損害認定の際に、製品間の競争関係を踏まえた分析を行うこと（詳細は、本章末尾コラム「鉄鋼業界等における過剰供給問題」の「5. 国際ルール上の問題・取組（1）AD・SG 等の濫用」参照）が考えられる。

(3) 質問状に対する回答・現地調査

① 質問状に対する回答

調査開始決定後、調査当局からダンピングや損害の認定のために調査対象企業等へ質問状が送付され、調査対象企業は、これに回答することとなる（AD 協定第 6.1 条参照）。調査対象企業が指定された期限（原則、質問書受領から少なくとも 30 日以上（AD 協定第 6.1.1 条））までに回答しない場合には、下記に示すように、当局にファクツ・アヴェイラブル（facts available）に基づいて認定されるリスクがある。回答期限については、延長申請が可能であり、その申請には妥当な考慮が払われるとされ、理由が示される場合には可能な限り認められるべきとされている。

AD 調査は、一般に、「ダンピング調査」と「損害調査」に大別される（図表Ⅱ-6-2 参照）。ダンピング調査では関係会社を含む会社の組織構成や調査対象製品の特性等の一般的事項のほか、個々の取引に関する詳細なデータ、生産コスト及び関連費用等が、損害調査では上記一般的事項のほか、生産能力・在庫・生産量・輸出量・平均輸出価格等の経営及び財務等に関する情報が調査の対象となる。ダンピング調査については過去 1 年分、損害調査についてはダンピング調査の 1 年分を含めた過去 3 年分が質問の対象（調査期間）となる場合が多い。

以上のような質問事項のうち、どの範囲の質問に回答するかは、基本的には調査対象企業が調査対応に伴うコストと利益を考量して決めるべき問題である。この点、特にダンピング調査における質問に回答するには、取引先等も含め膨大なデータの調査・収集・検証が必要となること、企業の管理項目とは異なる分類でのデータ提出を求められる場合があることなどから、作業負担が大きい。また、ダンピング・マージン算定のためには、製品の生産・販売に係る費用のデータ等、企業にとって機密性の高い情報も調査当局に提出せざるを得ない場合がある。他方、仮に調査対象企業が質問に対応しない場合（回答内容が不十分な場合、一部の質問にしか回答していない場合、ダンピング又は損害の一方のみに回答した場合を含む。）には、AD 協定第 6.8 条に基づき回答のない部分に

ついてファクツ・アヴェイラブル（下記 1. (5)①参照）が用いられる結果、例えば、国内産業の主張（申請書に記載のデータ等）がそのまま用いられるなどして、内容によっては調査対象企業が不利益な認定を受けるおそれがある（なお、ファクツ・アヴェイラブルを使用できるのは、上記の意味で回答のない部分に限られる。）。企業としては、このような利害得失を考慮した上で、調査対象製品の重要性等も踏まえて対応する範囲を決めなければならない。

また、昨今の各国の調査実務においては、ダンピング調査の際に、サンプリング調査（AD 協定 6.10 条）を用いる例がしばしば見受けられる。そもそもダンピング・マージンの認定は、各企業に対して個別に決定するのが原則（AD 協定 6.10 条前段）であるため、その例外であるサンプリング調査は、「関係する輸出者、生産者、輸入者又は製品の種類がその決定（注：ダンピングマージンの個別の決定）を行うことが実行可能でないほど多い場合」にのみ、例外的にサンプリング調査ができると定めている（AD 協定 6.10 条後段）。また、仮にサンプリング調査の対象から外れた企業であっても、必要な情報（主に質問状に記載されている内容を指す）を検討のための期限内に提供した場合には、個別のダンピング・マージンが認定される（AD 協定 6.10.2 条前段）。（ただし、ダンピングの価格差を個別に検討することが、調査当局にとって不当な負担となり、かつ、調査を期間内に完結することを妨げるほど、輸出者又は生産者の数が多い場合は、個別のダンピング・マージンの認定が認められないとされている（AD 協定 6.10.2 条前段））。それにもかかわらず、AD 協定不整合と思われるサンプリング調査の実施が散見される（詳細は、第 I 部第 1 章中国「アンチ・ダンピング（AD）措置・相殺措置」の実施状況参照）ため、サンプリング調査に瑕疵があり、かつ、調査対象企業に不利益が生じる可能性があると考えられる場合には、早い時期に調査当局に意見を提出する必要がある。

② 現地調査

調査当局は、質問状の回答などで提供された情

報の確認及び更に詳細な情報の入手を目的として、質問状に回答した調査対象企業の本社や工場等の現地調査を行うことができる(AD協定第6.7条)。国ごとに運用の違いはあるものの、現地調査では、現地調査が必要と考える企業に対し、数名の調査官が1社当たり数日かけて、企業の帳簿や個々の伝票等を調査・閲覧して、質問状の回答として提出された販売・コストデータ等の完全性・正確性等を検証する。現地調査では、通常は複数の事業拠点で保管している膨大な帳票類を現地調査が行われる本社等に集めたり、企業の具体的な販売関連情報や財務、会計システムなどを通訳を介して説明したりする必要があり、対応に伴う負担は相当なものになるが、これに対応しない場合は、回答の正確性等が検証されないため、ファクツ・アヴェイラブルが適用されて、不利な認定を受けるおそれがある。なお、現地調査を仮決定の前又は後のいずれで行うかは、国によって運用が異なる。

そのほか、多くの国が公聴会と呼ばれる手続を開催している(AD協定第6.2条参照)。公聴会では、調査対象企業及び国内産業のほかに、輸入国内のユーザー産業にも参加が許される場合も多く、AD課税の要件に関する事実(製品の代替可能性等)やAD措置を課した場合の影響(輸出が滞ることによって輸入国内で原材料の調達が困難になる等)等につき互いに意見を表明する機会が与えられる。ただし、AD協定上、課税の判断に当たり、ユーザーの意見を考慮することは義務付けられていない。また、公聴会は、調査当局の担当者や出席者の下で手続が行われるため、参加者に対する質問等から、調査当局がどのような点に問題意識を有しているか知り得る貴重な機会ともなる。現地調査と同じく、いかなるタイミングで公聴会を行うかは、各国の運用にばらつきがある。

(4) 仮決定

AD協定上、調査当局は、仮決定を行うことを義務付けられているわけではないが、仮決定を行い、利害関係人に反論の機会を与える運用を行っている国も多い。仮決定を行う場合、調査当局は、同決定を公告しなければならない(AD協定第12.2条及び第12.2.1条)。

仮決定は、調査開始後、初めて、AD課税の要件に関する調査当局の判断が公にされる場面であり、非常に重要である。調査対象企業としては、仮決定の内容を分析し、不合理な認定がないかどうか、特に調査実施国の国内法又はAD協定に不整合な点がないかどうかを吟味した上、反論書面を提出する機会が与えられる。

なお、仮決定でクロ(ダンピング、損害及び因果関係がいずれもあると認定されること)認定が行われる場合には、調査当局は、暫定措置(暫定的にAD税を賦課する又は相当額の保証金の供託を求めること)を採り、課税を開始することができる(AD協定第7.1条(ii))。

(5) 重要事実開示及び最終決定

調査当局は、最終決定を行う前に、最終決定の基礎を成す重要な事実を開示し、利害関係人に反論の機会を与えなければならない(AD協定第6.2条及び第6.9条)。開示された重要事実は、最終決定でもそのまま用いられることが想定されており、この機会が利害関係人にとって最後の反論の機会になる。特に、仮決定から認定が変更された部分、仮決定で反論した部分などについては、AD協定に不整合な変更がなされていないか、利害関係人からの反論に対して不合理な認定を行っていないか注意すべきであろう。

調査当局は、このような重要事実開示及び利害関係人による反論を経た上で、最終決定を行う。仮決定同様、最終決定も公告する必要がある(AD協定第12.2条及び第12.2.2条)。クロ決定の場合は、調査対象企業は、最終決定の内容を分析・検討し、輸入国内の司法上の手続を通じて更に争うか、あるいはWTO紛争解決手続の活用を政府に対して求めていくか等を最終的に検討することとなる。

4. 政府の調査対応への関与について

以上述べてきたとおり、AD調査には、調査対象企業が中心となって対応することとなるが、輸出国政府も、AD調査又は措置がAD協定に照らし企業の権利保護が不十分であると考えられる場合には、自国企業又は産業界の利益保護、通商ルールの履

行確保などの観点から、調査対象企業による調査対応を支援する場合がある。

(1) 調査手続中の支援

調査手続中には、政府が利害関係人として意見書を提出したり、大使館員等の政府関係者が公聴会等に出席したりして、輸出対象企業の主張を支持する意見を述べるのが可能である（AD 協定第 6.11(ii) 条参照）。また、年に 2 回ジュネーブで行われる WTO・AD 委員会では、主に WTO ルール上の観点から、各国の調査について、WTO 協定上の問題点を指摘する等の対応も行っている。

この点に関しては、AD 課税措置は、WTO 協定上認められている政策措置であり、協定上の要件を満たしている限り、WTO 加盟国は利用可能である点に留意する必要がある。そのため、輸出国政府が具体的にどのような支援措置をとることができるかは、調査当局の措置の AD 協定整合性を踏まえて決定される。

(2) WTO 紛争解決手続の活用

AD 税が賦課された後（又は暫定課税がなされた後）は、WTO 紛争解決手続（第 II 部第 17 章参照）において措置及び手続の協定整合性を争うことが可能である。同手続の活用を考える場合、調査対象企業としては、以下の点に留意する必要がある。

① AD 措置を WTO 紛争解決手続で争う場合には、パネル及び上級委の判断基準に関し、AD 協定上、特別な規律が適用される。

第一に、パネル及び上級委は、調査手続中に提出された証拠しか用いることができず、紛争解決手続段階で初めて提出された証拠に依拠して AD 措置が協定不整合であると判断することはできない（AD 協定第 17.5(ii) 条）。第二に、パネル及び上級委は、調査当局の事実認定及び要件判断を前提に、それが適切であったかどうかという観点から検討する（AD 協定第 17.6(i) 条）。以上二つの制約は、WTO 紛争解決手続において AD 課税措置が協定

不整合と判断されるには、調査手続中に調査当局に提示された証拠及び事実関係に照らして、調査当局の判断が不合理といえる必要があるということの意味する。WTO 紛争解決手続の活用にあっても、このような観点から協定不整合といえるかどうかを検討される。

そのため、WTO 紛争解決手続の利用も視野に入れている場合には、調査対象企業としても、調査手続中から、上記の制約を踏まえて、調査対応する必要がある。具体的には、重要な証拠は必ず調査手続で提出されていなければならない。また、調査記録に残るように、必要な主張はすべて書面で明確に主張されている必要がある。WTO 先例上、質問状等において提供が求められる情報だけが必ずしも重要とは限らないことから、調査対象企業としては、上記 3 で説明した様々な機会をとらえ、自発的に必要な証拠を提出していくことも検討すべきである。たとえば、調査対象製品と同種の国産品との間の競争関係についての情報を当局が積極的に収集していないような場合でも、そのような証拠が損害・因果関係の認定において重要であることを示した先例があること等に留意すべきである。

② WTO 紛争解決手続は政府が行う手続であることから、WTO 紛争解決手続を活用できる可能性が高い案件については、調査手続中から、経済産業省をはじめ政府との連携が重要となる。具体的には、調査初期の段階から、調査当局の決定書や証拠等の関連文書を共有するとともに、調査・認定の法的問題点や対応方針等について随時情報交換しながら、紛争解決手続を見据えて調査対応していくことが有用と考えられる。

政府が WTO 紛争解決手続の利用を検討する場合には、個別企業の利益に加えて、当該製品を輸出する産業界全体の利益も考慮する必要があることから、WTO 紛争解決手続の活用にあたっては、当該産業界全体の支援があることが望ましい。

2. 主要ケース

(1) 1916年アンチ・ダンピング法

2016年版不公正貿易報告書 351-353頁参照。

(2) 大型新聞輪転機に係る事情変更及びサンセット・レビュー

2016年版不公正貿易報告書 353-354頁参照。

(3) バード修正条項 (DS217/DS234)

(第I部第3章「米国」アンチ・ダンピング(1)参照)

(4) ゼロイング方式による不当なダンピング認定 (DS322)

(第I部第3章「米国」アンチ・ダンピング(2)参照)

(5) 日本産熱延鋼板に対するAD措置 (DS184)

(第I部第3章「米国」アンチ・ダンピング(3)参照)

(6) 不当に長期にわたるAD措置の継続 (サンセット・レビューの運用)

(第I部第3章「米国」アンチ・ダンピング(4)参照)

(7) 日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD措置 (DS454)

(第I部第1章「中国」アンチ・ダンピング措置・相殺措置〔個別措置〕(2)参照)



アンチ・ダンピング手続における産品間の競争・代替関係の考慮 — WTO 紛争解決手続を通じた損害分析の規律強化—

1. アンチダンピング調査における競争・代替関係の考慮の必要性

(1) アンチダンピング措置における損害要件

GATT 6条1項及びアンチダンピング (AD) 協定は、輸出者が「正常の価額」(通常、輸出国における国内価格が用いられる。)を下回る価格で製品を輸出することを「ダンピング」と定義し、ダンピングが輸入国の同種製品の生産者(以下、「国内産業」という。)に実質的な損害(material injury)を与える場合に、輸入国がダンピング輸入に対しダンピングの範囲内の追加関税(AD 関税)を賦課することを認めている。

すなわち、AD 措置を発動するためには、①ダン

ピングの存在と、②これによる輸入国の産業に対する損害の2つの要件を満たす必要があり、仮にダンピング価格による輸入が行われていたとしても、輸入国の調査当局は、ダンピング輸入によって国内産業に損害が生じていることを別途分析・認定しない限り、AD 措置を発動できない。

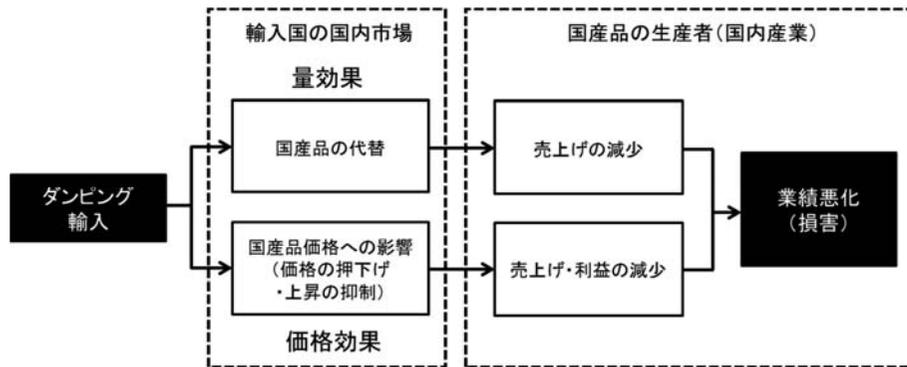
(2) ダンピング輸入による損害発生メカニズムと競争・代替関係

そこで、ダンピング輸入による損害をどのようにして分析すべきかが問題となる。そもそも、ダンピング輸入によって国内産業に損害が生じるメカニズムはどのようなものであろうか。

まず第 1 に、廉価な輸入品の流入によって市場で国産品が代替されることにより、国産品の販売量が減少し（以下、便宜上「数量効果」という。）、国内生産者が売上げ減による業績悪化を受ける場合が挙げられる。また、国内生産者が輸入品による代替（シェアの奪取）を防止するため、国産品の

販売価格を適正水準より引き下げ（以下、「価格効果」という。）、利潤の圧迫による業績悪化が生じる場合が考えられる。ダンピングによる損害は、基本的にこれら 2 つの効果のいずれかから説明することが可能と考えられる（図 1）。もちろん、数量効果と価格効果が同時に発生することもある。

図 1 ダンピング輸入による損害発生メカニズム（量効果と価格効果）



上記から明らかなように、ダンピング輸入によって損害が発生するためには、輸入品と同種国産品の間、市場における競争・代替関係があることが前提となる。数量効果による損害についてはまさに輸入品による国産品の代替そのものによる損害であるし、価格効果による損害も、国産品の価格の低下等は輸入品による国産品の代替可能性を背景として生じるものであるという意味で、やはり競争・代替関係を必要とするからである。したがって、AD 調査において損害認定を正しく行うためには、輸入品と国産品の市場における競争・代替関係の有無・程度を適切に考慮することが重要である。

実際、AD 調査の実務においては、調査対象の輸入品と国産品が、一見よく似ているが、必ずしも市場で競合しない複数のモデルで構成されていることが多い。例えば、後述する中国の米国産自動車に対する AD 措置のように、輸入品が高級車中心であるのに対し、国内メーカーは、価格帯も購買層も異なるエントリーモデルを主に生産しているような場合である。このようなケースで、具体的なモデル構成の違い、すなわち市場における競合の有無や程度に関する考慮が不十分であると、ダ

ンピング輸入と無関係な事情による国内産業の業績悪化までもダンピング輸入による損害とされかねず、損害要件が空文化するおそれがある。

なお、上記のように輸入品と国産品が競合しない異なるモデルから構成されるケースでは、そもそもダンピングや損害を問題とするまでもなく、AD 調査の調査対象を画定する段階で、競合関係がないモデルを除外する処理が行われることが輸出企業にとって通常は望ましいはずであり、現実にも、調査過程で、輸出企業がそうした要請を行うことが行われている。しかし、協定や先例上、調査対象の画定については当局の広い裁量が認められており、調査対象の決定を事後的に争うことは難しいため、むしろ損害分析の文脈で、競争・代替関係の考慮に関する規律を明確化しておくことに意味がある。

AD 調査の損害分析における競争・代替関係の考慮は、新興国の工業化や経済発展に伴い、近年重要度を増している。特に、新興国が、我が国を含む先進国の工業製品に対し AD 調査を行う例が増えているところ、こうした事例では、先進国の高性能・高付加価値の製品と比較して、新興国では未だ普及品の生産にとどまり、両者の間に十分な競

争・代替関係がないと思われるにもかかわらず、AD 措置が発動されるケースも見られる。高品質のモノづくりで競争力強化を図る我が国産業が不当なAD 調査に巻き込まれることを防止するためにも、競争・代替関係の考慮を確保するルールを確立することが重要と考えられる。

2. AD 協定3条に関する解釈論—2つのアプローチ

(1) AD 協定3条の規定

AD 調査における損害分析の具体的な方法は、AD 協定3条各項に規定されている。しかし、同条は、競争・代替関係の考慮を明示的に規定しておらず、この点の規律は解釈論に委ねられている。

まず3.1条は、損害分析の基本的な枠組みとして、当局は、①ダンピング輸入の量(数量効果)及びこれが価格に及ぼす影響(価格効果)と、②これらが国内産業の状態に「結果として及ぼす影響」(consequent impact)の2点に関する「実証的な証拠」(positive evidence)及び「客観的な検討」(objective examination)に基づいて損害を決定しなければならないとする。

次に、3.2条は、①に関し、数量効果についてはダンピング輸入の絶対的な増加及び国産品との関係での相対的な増加を考慮し、価格効果については輸入品による国産品価格の下回り(undercutting)、押下げ(depression)又は上昇の抑制(suppression)が生じているかを考慮すべきことを定める。また、3.4条は、②について、国内産業の業績への影響を、売上げ、利益、マーケットシェアその他の指標に基づいて検討すべきことを定める。更に3.5条は、3.2条及び3.4条の検討結果や、国内産業に損害を与えるダンピング輸入以外の要因を含む全ての証拠に基づき、ダンピングによる損害・因果関係の最終的な決定を行うことを定めている。

このように、AD 協定3条は、数量効果と価格効果の検討を基礎として損害を検討する点で、前述したメカニズム理解を意識した枠組みとなっていると考えられるが、競争・代替関係に関する明示的な文言を置いていないため、かかる考慮をどのように条文解釈に読み込むかが問題となる。

(2) 伝統的な解釈論(二元論)

AD 協定3条に基づく損害分析として、従来の実務で支配的だった方法論は、損害認定のプロセスを損害の検討と因果関係の検討の2つに分割し、この分割に基づいて3.2条、3.4条、3.5条の役割を把握するというものである。損害と因果関係を分けて考える点で、二元論アプローチ(bifurcated approach)と呼ばれることがある。

この考え方の下では、損害と因果関係という2つの概念の区別に対応して、3.4条が専ら損害に関する条文、3.5条が専ら因果関係に関する条文と理解されることが多い。すなわち、3.4条では、売上げ、利益、マーケットシェア等の指標を用いて、国内生産者の業績悪化すなわち損害が生じているかを判定し、次いで3.5条で、当該損害をダンピング輸入に帰責できるか(因果関係)を検討するとされる(図2)。他方、3.2条(数量効果・価格効果)の位置付けはやや曖昧になるが、因果関係的な検討は3.5条で行うという基本的な発想から、3.2条では、条文に記載された事項、すなわち輸入量の増加や国産品価格の低下等が認められるかを形式的に検討すれば足り、ダンピング輸入による数量や価格への効果ないし影響(effect)の検討は不要とされる傾向が強い。

二元論アプローチは、調査当局にとっては簡便で使い勝手が良い方法論であるが、競争・代替関係を考慮した厳密な損害分析という観点からは問題もある。これは、因果関係の検討が3.5条に委ねられる結果、3.2条や3.4条ではダンピング輸入と国内産業側の事情(国産品の価格変化や国内産業の業績)の関係性が問題とされず、したがって国産品と輸入品の競合関係を問題とする余地も乏しいためである。もちろん、3.5条の因果関係の検討において競争・代替関係を適切に検討することは可能であり、またそうすべきと考えられるが、同条は当局による考慮要素を具体的に規定していないことから、当局の裁量が大きく、当局の合理的な説明なしに因果関係が認定されてしまう懸念もあった。

(3) 一元論アプローチ

以上に対する第2の考え方として、一元論アプ

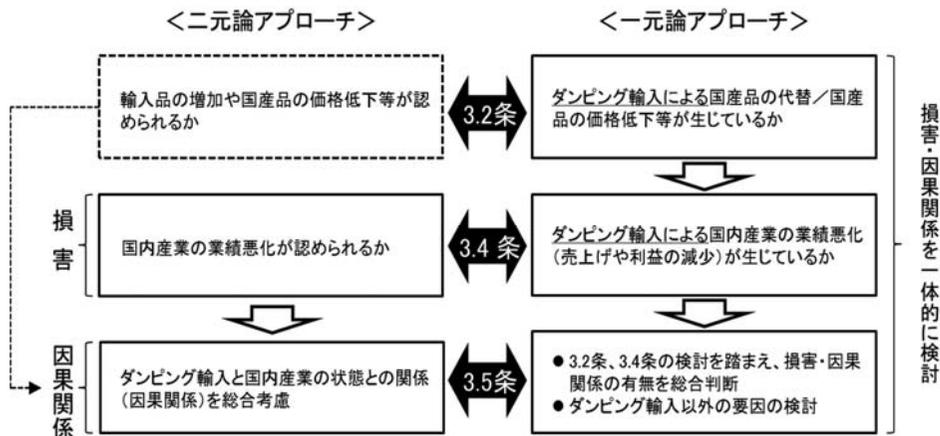
ローチ (unitary approach) というべき解釈論がある。これは、損害と因果関係の検討を分断せず、3.2 条、3.4 条、3.5 条のそれぞれにおいて、損害と因果関係の両方の要素を一体的に、かつ段階的に検討する考え方である。ダンピング輸入がなかったと仮定した場合との比較において国内産業の業績変化 (損害) を捉えることを基本的な発想としており、but for アプローチと呼ばれることもある。

一元論の下では、3.5 条のみならず 3.2 条や 3.4 条でも因果関係の要素、すなわちダンピング輸入と輸入国の国内事情 (国産品の価格や国内企業の業績) の関係性が考慮される (図 2)。例えば、3.2 条に基づく価格効果の検討は、単に国産品価格の低下等が生じたかではなく、ダンピング輸入による国産品の価格低下等が生じたかが問題とされる。同様に、3.4 条の国内産業の業績への影響についても、ダンピング輸入による業績変化の有無や程度が検討される。3.5 条では、これらの検討を踏まえて損害・因果関係に関する最終判断を行うが、既に 3.2 条や 3.4 条で因果関係的な要素が考慮されているため、同条の比重は相対的に軽くなり、因果関係を一から認定し直すというよりは、ダン

ピング輸入以外の要因の寄与を裏面から確認することが主になる。

一元論は、ダンピング輸入の数量効果・価格効果の検討を行い、次いでこれを踏まえたダンピング輸入による国内産業の業績への影響を検討するという点で、数量効果や価格効果を通じて損害が生じるというメカニズム理解に忠実な方法論といえる。また、損害分析の各段階で、ダンピング輸入と国内産業側の事情 (国産品の価格や国内企業の業績) の関係性を問題とすることから、各段階で輸入品と国産品の競争・代替関係を考慮できるという利点がある。例えば 3.2 条においてダンピング輸入による国産品価格への影響を検討するためには、ダンピング輸入が市場でどのように国産品を脅かし、国産品の価格低下等をもたらしたかの説明が求められる結果、輸入品と国産品のモデル構成の違い等を考慮する必要が生じるし、3.4 条についても、ダンピング輸入による国内産業の業績への影響を特定するため、例えば 3.2 条で認定した数量効果や価格効果に対応する業績指標 (特に売上げや利益) の変化が認められるかを検討する必要があり、この過程でモデル毎の売上げや利益を考慮する必要があると考えられる。

図 2 二元論と一元論



3. WTO の先例を通じた損害分析の規律強化

既に述べたように、従前の損害調査の実務では二元論的な考え方が主流であった。しかし、近年、新興国の AD 調査を中心に、競争・代替関係の考慮が不十分なまま損害が認定され、我が国を含む先

進国の製品が不当な AD 措置に巻き込まれる例が増加するにつれて、二元論が含む問題点が意識されるようになってきた。

こうした問題意識も踏まえ、我が国は、近年、米国や EU とも連携しつつ、WTO 紛争解決手続によ

る先例形成を通じて損害分析の規律強化に取り組んでいる。この結果、パネルや上級委員会により、競争・代替関係を考慮した厳格な損害分析を求める判断がここ数年で相次いでなされ、先例を通じた損害分析の規律強化が進んできた。特に、我が国が当事国として WTO 紛争解決手続に付託した中国による日本産高性能ステンレス継目無鋼管（以下、単に「ステンレス鋼管」という。）に対する AD 措置のケースでは、上級委員会により、輸入品と国産品のモデル構成の違いを踏まえ、競争・代替関係を考慮した損害分析を行うべきことを要求する重要な判断が示された。

（1）AD 協定 3 条の解釈に関するリーディングケース

上級委員会による AD 協定 3 条の解釈に関するリーディングケースとして、米国産方向性電磁鋼板（GOES）に対する AD 措置のケース（China - GOES、DS414、我が国は第三国参加）が挙げられる。

本ケースで、上級委員会（2012 年）は、AD 協定 3 条各項は、損害・因果関係の最終判断に至る「調査の論理的順序」（logical progression of inquiry）を定めたものであり、3.2 条や 3.4 条の分析は、3.5 条における最終的な判断のための意味のある前提（meaningful basis）を提供するものでなければならないとの基本理解を示した。これを前提として、3.2 条の価格効果の検討は、単に国産品の価格の低下等が生じているかどうかの検討ではなく、ダンピング輸入によって当該価格変化が生じたことの「説明力」（explanatory force）の検討が必要であり、同様に 3.4 条の検討においても、国内産業の業績悪化が生じたかの検討ではなく、ダンピング輸入によって業績悪化が生じたことの「説明力」の検討が必要であるとの判断を示した。

かかる判断は、数量効果や価格効果の検討を損害分析の基礎と捉える点で、前述のメカニズム理解に整合する発想であり、また同時に、3.2 条や 3.4 条でも因果関係的な要素の検討を要求するという意味で、輸入品と国産品との競合関係を重視する一元論的な方向性を強く打ち出したものと評価できる。

（2）後続ケースのパネル判断

同じく中国の AD 措置が問題となった後続事案（我が国はいずれも第三国参加）のパネルは、GOES ケースにおける上級委員会の判断枠組みを踏襲しつつ、3.2 条を中心として、ダンピング輸入と国産品価格の変化の関係性の検討という観点から、調査当局に競争・代替関係の考慮を要求する方向の判断を示している。

例えば、米国産自動車に対する AD 措置（China - Autos (US)、DS440）の事案で、米国からの輸入車と中国の国産車とではグレード構成やターゲット層が異なっていたにもかかわらず、中国の当局が、両者の平均単価の単純比較に基づき価格が概ね「平行に推移」していたこと等をもって価格効果（国産品価格の押下げ）を認定したことについて、パネルは、価格効果の「説明力」の検討が不十分である等として、中国の 3.2 条違反を認定した。例えば、輸入品と国産品のグレード構成の違いを踏まえて価格比較を行うべきであること、また、調査期間中に、輸入品の平均単価が国産品の平均単価を相当程度上回っていた事実は、通常「説明力」を否定する方向の事情として考慮すべきこと等を指摘しており、競争・代替関係を強く意識した判断と評価できる。

更に、GOES ケースの履行確認パネル手続（China - GOES (21.5)）で、パネル（2015 年）は、輸入の量やシェアが増加している事実や、輸入品と国産品の価格が概ね平行に推移している事実だけでは、ダンピング輸入による価格効果の「説明力」として不十分であり、ダンピング輸入が国産品価格に影響を与えたことにより具体的な証拠が必要であると判断した。

（3）ステンレス鋼管ケースにおける上級委員会の判断

こうした動きと並行して、我が国は、2012 年、中国による日本産ステンレス鋼管に対する AD 措置について、当事国として WTO の紛争解決手続に付託し、競争・代替関係の問題を正面から取り上げた（後に EU も当事国として紛争解決手続への付託を行い、手続が統合された。）。

本件で問題となった製品は、石炭火力発電所の

ボイラの配管に使われる高性能なステンレス特殊鋼管である。我が国は、中国向けに、超々臨界圧 (ultra supercritical) ボイラと呼ばれる高効率・高出力の発電所で用いられる高性能モデル (グレード B 及びグレード C) を輸出していたが、これに対し、中国の国内生産者は、効率の劣る超臨界圧 (supercritical) ボイラ用の普及モデル (グレード A) を主に生産していた。グレード A とグレード B の間には約 2 倍、グレード A とグレード C の間には約 3 倍の価格差があり、輸入品と国産品が市場でほとんど競合しないと考えられる事案であった。

ところが、このような事案で、中国の調査当局は、①調査期間の一部において、わずかながら存在した国産高級モデル (グレード BC) について、輸入品 (グレード BC) による価格の下回り (undercutting) が生じていたこと、②調査期間中に国産品の価格が全体 (グレード ABC) として低落傾向にあったこと、③国内生産者の売上げ (ABC) や税引前利益 (ABC) が全体として減少していたこと、を認定した上、①の「下回り」(BC) によって②の価格低下 (ABC) がもたらされ、更に③の業績悪化が発生したと判断し、損害と因果関係を肯定した。

これに対し、我が国は、①輸入品 (ほぼ全量がグレード BC) による、国産品のうちごく一部を占めるに過ぎない高性能モデル (グレード BC) の価格の「下回り」がどのように普及品 (グレード A) を含む国産品全体 (ABC) の価格に影響したかを説明していない点で価格効果分析として不十分であり、AD 協定 3.2 条に違反する、②国内産業の業績の検討に際し価格効果が認められないはずの普及品 (グレード A) を含む国産品全体 (ABC) について売上げや利益の減少を問題としている点で、「説明力」の検討に不備があり、3.4 条に違反する、③これら瑕疵ある分析に基づく損害・因果関係の判断は 3.5 条に違反する等と主張した。

2015 年 2 月に公表されたパネル報告書は、結論としては我が国の主張を認め、中国が輸入品と国産品のモデル構成の違いを考慮せずに損害を認定したことは、AD 協定 3 条に違反すると判断した。しかし、パネルは、モデル構成の違いや競争・代

替関係の考慮は、専ら 3.5 条で判断されるべき問題であり、3.2 条や 3.4 条で考慮する必要はないとし、旧来型の二元論に逆戻りするような解釈を示した。そこで、我が国は、先行事案で上級委員会が示した一元論的な方向性の確認すなわち競争・代替関係を考慮するルールの更なる明確化を求め、上訴を行った。

2015 年 10 月に公表された上級委員会報告書は、我が国の主張を全面的に認め、3.5 条のみならず 3.2 条及び 3.4 条との関係でも、モデル構成の違いや競争・代替関係を踏まえた検討を行う必要があることを明らかにした。

すなわち、上級委員会は、3.2 条におけるダンピング輸入による国内価格への影響 (価格効果) の検討のためには、輸入品の価格と国産品の価格との動的 (dynamic) な関係の把握が必要であり、一部モデルで「下回り」が認められるかといった形式的な検討では足りないとした。その上で、本件のように輸入品と国産品とでモデル構成が大幅に異なるケースでは、下回りが生じているとされるモデル (グレード BC) が輸入品と国産品のそれぞれに占める割合や、下回りの持続期間・程度を考慮する必要があるとした。3.4 条の分析についても、ダンピング輸入と国内産業の状態との具体的な関係性 (説明力) を検討すべきとの先例を確認した上で、具体的な考慮要素として、例えば下回りが生じているモデルが輸入品と国産品のそれぞれに占める割合、価格効果 (下回り、押下げ又は上昇の抑制) の持続期間や程度の検討が必要になるとした。これらの判断は、3.2 条と 3.4 条の両方において、モデル構成の異同、すなわち競争・代替関係を考慮した検討の必要性を明確にするとともに、3.2 条の価格効果分析を踏まえて 3.4 条の国内産業の状態への影響を検討すべきことなど、GOES ケースで上級委員会が述べた「調査の論理的順序」の具体的内容を示唆する解釈として注目に値する。

更に、上級委員会は、3.5 条についても、損害・因果関係の判断においては輸入品と国産品の代替性 (substitutability) の有無及び程度の検討が必要であり、またここにいう代替性とは、輸入品 (高級品) と国産品 (普及品) の物理的な代替可

能性ではなく、市場における代替性を指し、高級品と普及品の価格差やこれを踏まえたユーザーの嗜好等を踏まえたものでなければならないと述べた。市場における競合関係の考慮の必要性を明確化するとともに、競争・代替関係は「有無」という定性的な問題ではなく、「程度」という定量的な問題を含むことを確認した点でも重要な判断といえよう。

4. 先例の意義と今後の課題

以上詳しく見たように、AD 調査における損害分析については、先例の発展を通じて、規律の強化がなされてきた。こうした流れは、我が国の産業が不当なAD措置に巻き込まれることを未然に防ぐという意味で、実務上重要な意味を持つとともに、

WTO の紛争解決手続が持つルール of 明確化機能が発揮された例として、紛争解決手続の意義を改めて確認するものといえよう。また、ステンレス鋼管のケースについては、我が国が、パネル段階でも概ね勝訴したが、ルールの更なる明確化という観点から、上級委員会による踏み込んだ判断を求めて上訴した事例としても注目される。

他方、ステンレス鋼管ケースの上級委員会の判断については、例えば輸入品と国産品のモデル構成の違いが本ケースほど明確でない案件にどこまで適用できるのか、あるいは数量効果についても同様のルールが適用されるのか等、未だ明らかでない論点も残っている。今後の課題であり、更なる判断の集積が望まれる。

コラム 鉄鋼業界における過剰生産能力問題

1. はじめに

近年、世界経済の成長速度が鈍化傾向を示す中、幾つかの主要産業で、新興国を中心に、経済性を考慮しない形で生産能力の拡張が進んだ結果、深刻な過剰供給状態が発生している。これによる市況の低迷が、収益の悪化を招き、世界各地で通商摩擦を顕発化させる要因となっている。本コラムでは、過剰生産能力問題を抱える産業の代表例として、鉄鋼を取り上げ、その現状と問題点を概観する。

2. 鉄鋼産業の役割

鉄鋼は、多くの産業の基盤となる素材であり、自動車・家電等の製品や、鉄道や高速道路等の交通インフラ、油田・パイプライン等の資源インフラ、そして我々が生活する建物の多くにも使用されている。

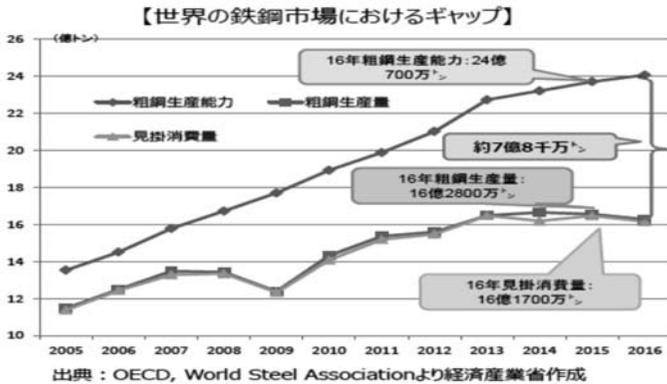
そのため、各国とも自国における安定供給を志向しており、日本では今から 100 年以上も前の

1901 年に官営八幡製鐵所が稼働した。他の国々でも、鉄鋼業は経済の成長・発展とともに拡大しているが、特に日本では、経済が成熟した後も、技術と経験の積み重ねにより世界各地の基盤産業・インフラで必要とされる高品質な鉄鋼を生産している。

3. 鉄鋼の過剰生産能力の状況

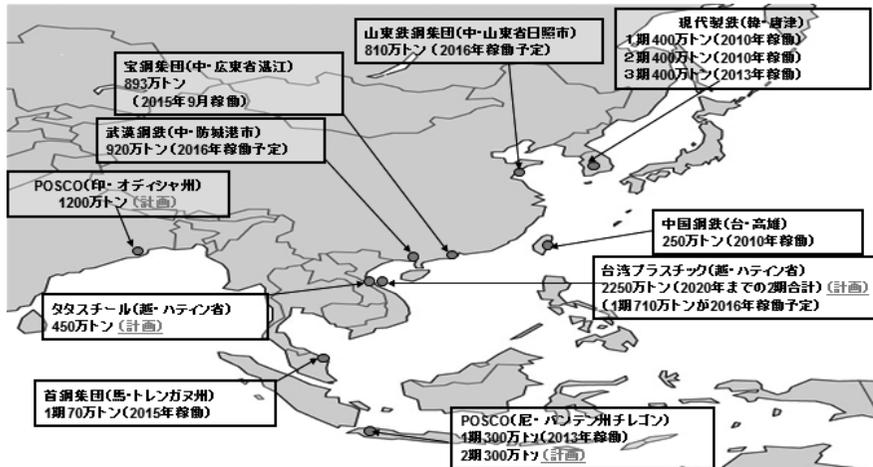
世界の鉄鋼需要は、景気後退を受けて 2009 年に大幅減となったが、2010 年以降回復しつつある。しかし、需要を上回る急激な粗鋼生産能力の増強により、世界の鉄鋼市場では、需給ギャップが拡大し、過剰供給構造となっている。OECD の予測によると、2016 年の全世界の年間見掛消費量⁵が約 16.2 億トンであるのに対して、年間過剰生産能力は約 7.8 億トンとされている（年間粗鋼生産能力は約 24 億トン）。（図 1 参照）

⁵ 見掛消費量とは、一般的に、当該国・地域の生産量に輸入量を加えたものから、輸出量を差し引いた値をいう。



今世紀に入り、急速に経済発展を遂げた中国は鉄鋼の生産量（粗鋼生産量）を大きく伸ばし、韓国も生産量を急増させた。他のアジア各国でも、多

くの製鉄所建設・拡張が予定されている。（図2参照）

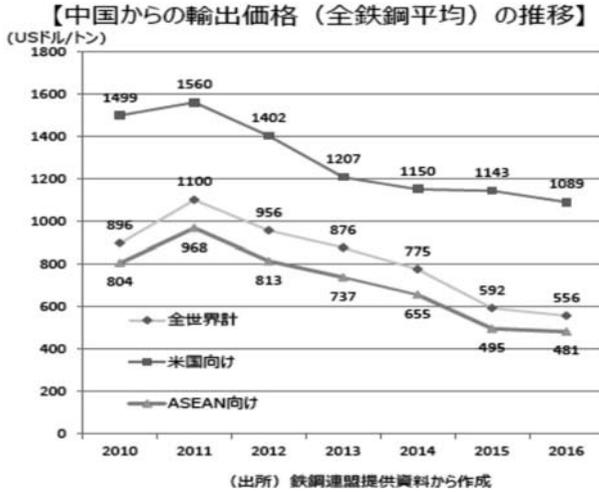


（図2）アジアで相次ぐ大型製鉄所建設

近年の生産能力の推移の例を見ると、中国企業の2014年の粗鋼生産能力は2008年比で約1.6倍との見込みであり、この間のGDP（現地通貨ベース）及び鋼材見掛消費量も約1.6倍にそれぞれ増加した。注目すべきは、直近2014年において、生産能力が前年比3.4%、GDPが同7.3%増加する一方、鋼材見掛消費量が同3.8%減少となった事実である。こうした国内事情により、中国の2014年の輸

出量は2013年比で約1.5倍に急増（2008年比では約1.6倍）している。これに対し中国からの鋼材輸出価格は年々下がっており（代表鋼種である熱延コイルで見ると、2016年2月には前年同月比で約20%低下）、世界各地でアンチダンピング（AD）措置や、セーフガード（SG）措置等の貿易救済措置を招く要因となっている（図3参照）。

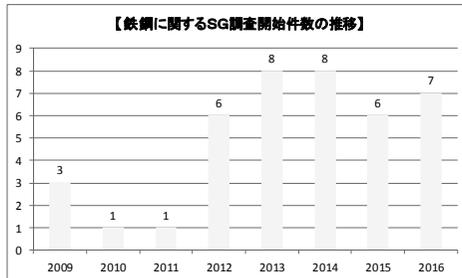
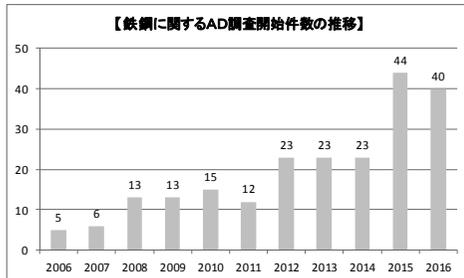
(図3)



4. 過剰生産の影響（貿易救済措置の発動増加）

需要を超えて生産された鋼材は国内・輸出市場で安価で取引され、結果的に鉄鋼業界全体の収益性低下に繋がっている。加えて、輸入国には安価な鋼材が大量に流入してくることから、上述のとおり世界各地で貿易救済措置の発動が増えており、鉄鋼製品を対象としたAD・CVD（相殺関税）調査の開始件数は、2011年の12件から2016年には40件

に、SG調査の開始件数は2011年の1件から2016年には7件に、それぞれ急増している（図4参照）。特にSG措置は、全ての輸入品が対象となるため、主に高品質な鋼材を輸出する日本企業にとっては輸出コストが増大し、海外日系企業等にとっては鋼材の安定調達に支障をきたしかねない事態となっている。



(参考)2011年以降に調査開始されたAD、SG

AD調査国	被調査国(アジア)	セーフガード調査国
タイ	中国 10件、台湾 5件	インドネシア 5件
	韓国 6件、越 4件	インド 5件
マレーシア	中国 8件、韓国 6件	マレーシア 5件
	尼 3件、台湾 3件	コロンビア 4件
インドネシア	中国 6件、韓国 3件、台湾 3件、	タイ 3件
	日本 1件、越 2件、タイ 1件、馬 1件	チリ 2件
ベトナム	中国 3件、台湾 1件、尼 1件、馬 1件	ベトナム 2件
インド	中国 7件、韓国 4件、馬 1件、日本 2件	南ア 2件
中国	日本 4件、韓国 1件	フィリピン 1件
台湾	中国 4件、韓国 4件、日本 1件	エジプト 1件
米国	中国 12件	ヨルダン 1件
	韓国 10件、台湾 6件	モロッコ 1件
	印 7件、日本 7件、タイ 4件	
カナダ	韓国 4件	
	中国 5件、印 3件、タイ 2件、尼 2件	
メキシコ	台湾 3件、比 1件、越 1件、日本 3件	
	中国 9件、韓国 2件、台湾 1件、印 1件	
コロンビア	中国 3件	
ペルー	中国 1件	
ブラジル	中国 11件	
	韓国 4件、台湾 3件、越 1件	
豪州	中国 6件、韓国 7件、台湾 8件	
	日本 4件、タイ 3件	
	馬 4件、尼 2件	
	印 2件、越 2件	
EU	中国 12件、印 2件	
	台湾 2件、韓国 1件、日本 1件	
トルコ	中国 6件、台湾 2件、馬 1件、越 1件	
アルゼンチン	中国 1件	
ドミニカ共和国	中国 1件	
チリ	中国 2件	
韓国	中国 1件	
パキスタン	中国 5件	

注)セーフガード調査の対象は全地域

注)2017年2月現在

(図 4)

5. 国際ルール上の問題・取組

(1) AD・SG等の濫用

日本の鉄鋼各社は、現地製品等と競合しない高品質の鋼材を輸出していることが多いが、そのような場合でも、安価な過剰生産品の輸入をターゲットとする AD 措置や SG 措置に巻き込まれてしまうことが少なくない。AD・SG 調査は、一旦開始決定がなされると、それだけでも輸出者には大きな負担となる(本章(5) 経済的視点及び意義参照)。また、そのような調査において、日本の鉄鋼各社は、これまでも、例えば国内産業への損害認定に関し、日本からの輸出品が現地製品等と競合していないことなどを理由に、日本からの輸出と国内産業の損害との間には因果関係が存在しないことなどを、都度主張してきた。しかしながら、そのような議論は必ずしも各国調査当局により適切に考慮されていない。こうした議論が認められずに措置が発動されてしまうと、輸出者の事業に大きな制約をもたらすだけでなく、鉄鋼を使用する需要家等が追加課税コストを負担せざるを得なくなるという不利益が生じる。

WTO 協定上、AD 措置・SG 措置等は、輸入の増加

と国内産業の損害との間に因果関係がなければ発動できないものとされていることから、この因果関係の認定が不十分であるにもかかわらず輸入が損害をもたらしているとして AD・SG 措置等が発動された場合、AD・SG 協定等に違反する可能性が高い。

まず、AD 措置についての損害及び因果関係の論点における判断の一つとして、中国による日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対する AD 措置(DS454/460、第 6 章参照)が挙げられる。中国当局は、中国製品のほぼ全てが日本等からの輸入品よりグレードが低いと認定している。それにもかかわらず、中国当局は、そうした製品の差異を適切に考慮せずに国内産業の損害及び輸入と損害との間の因果関係を認定した。この点について、WTO 上級委報告書は、ダンピング輸入による中国の国内産品の価格に対する影響(AD 協定 3.2 条、価格効果)を検討する上では、輸入品の価格と中国の国内産品の価格の動態的關係性の分析が必要であり、輸入品と国内産品を構成する具体的なモデルやグレードが異なる場合には、そうしたモデルやグレードの異同を踏まえた検討を行うべきと

判示し、また、国内産業の状態の検討(AD協定3.1条、3.4条)についても、単に国内産業の業績が悪化しているかという判断だけでは不十分で、業績の変動とダンピング輸入の関係性を検討すべきであり、その際には輸入品と国内製品のグレードの違いを考慮すべきであると判断した。

また、SG措置における損害及び因果関係の要件についても、輸入増加以外の事象に起因する国内産業への影響を分離することが求められるとするのが先例である(米国鉄鋼セーフガード(DS248等))。SG措置については、「事情の予見されなかった発展の結果」であり、かつ関税譲許等GATT上の「義務・・・の効果」として、輸入増加及び国内産業の損害が発生したことが必要とされており(GATT19条1項(a))、単に国内産業の業績が悪化し同時に輸入が増加しているというだけでSG措置が許されるというわけではないことに注意する必要がある(近時の判断につきウクライナ乗用車(DS468)(第8章)参照)。

(2) 政府支援による過剰能力の維持・拡大に対するWTO協定以外の規律

OECD鉄鋼委員会では、2012年より過剰生産能力問題への対応について議論を再開しており、これまで日本のほか、米国、EU、中南米鉄鋼協会等が強い関心を示している。世界最大の鉄鋼生産国である中国も、自国内での過当競争や環境問題に関連する課題であるとして、鉄鋼委員会の議論に主体的に参加している。2014年5月のOECD閣僚理事会でも本件は取り上げられ、過剰能力問題への対応の必要性が強調された。これを受けて、同年のOECD鉄鋼委員会(6月、12月)では、生産能力増強や非効率設備維持に資する政府補助金、水際措置の濫用、政府系金融機関の支援等について懸念が示された。(アジア各国の主なプロジェクトの資金調達源は、経済産業省委託調査事業報告書(http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/iron_and_steel/downloadfiles/H26asankyo

[u.pdf](#)) 2. 4. 3を参照。)

また、2015年にホームページで公開された過剰能力問題に関する報告書では、過剰能力の現状や影響の分析に加えて、その背景として政府による市場への介入が指摘されている。

<OECDの過剰能力問題に関する報告書: "Excess Capacity in the Global Steel Industry and the Implications of New Investment Projects">
http://www.oecd-ilibrary.org/science-and-technology/excess-capacity-in-the-global-steel-industry-and-the-implications-of-new-investment-projects_5js65x46nxhj-en%3bjsessionid=4cs3r2sgdgg81.x-oecd-live-01

これまでOECDの場で取り組んできた過剰生産能力問題は、2016年5月のG7伊勢志摩サミットの首脳宣言で、世界経済に負の影響を与える課題として取り上げられ、9月に開催されたG20杭州サミットの首脳宣言で、鉄鋼の過剰生産に関するグローバル・フォーラムを設立して情報の共有と協力の促進を行うこととなった。

33ヶ国で構成されるグローバル・フォーラムの第1回会合が2016年12月に開催され、過剰生産能力問題解決に向けた新たな取組が動き出したところである。

6. おわりに

過剰生産能力の問題は、鉄鋼産業のみならず、造船や化学繊維等でも指摘されており、今後、新興国のさらなる経済発展により、他の産業においても同様の問題が生じる可能性がある。鉄鋼に関するWTO協定上の取扱いの整理及びOECD等の国際フォーラムにおける議論は、そうした他の産業についても参考になるものである。また、市場メカニズムを適切に機能させて、健全で持続可能な産業発展を促すという観点や自由貿易体制の維持という観点から、本問題は引き続き対外的な産業政策として対処していく必要がある。

1. 問題の所在

中国からの輸出に対するダンピング認定においては、2001年のWTO加盟時の取決め（中国加盟議定書）に基づき、中国の国内販売価格ではなく、第三国の国内販売価格と中国からの輸出価格を比較することが可能となっている。

この背景には、中国については、国による過剰な補助金や低利融資等、市場経済化が不十分で、真の国内価格が分からなかったり、不相当に低かったりするため、輸出価格との適切な価格比較ができず、適切な差額（ダンピングマージン）が出にくいという認識がある。

この根拠規定の一部（中国加盟議定書第15条(a)(ii)）が、中国のWTO加盟から15年経過後の昨年12月11日に失効することに伴い、その後の取り扱いが国際的な議論になった（「市場経済国問題」）。

市場経済国問題が、国際的な議論となった背景としては、根拠規定の一部が失効することに伴う法的な解釈論と共に、鉄鋼分野を中心に、中国の過剰設備問題が、同じ時期に国際的に大きな議論となったことが挙げられる。中国における過剰設備問題の背景に、政府による市場歪曲的な補助金（政府系金融機関による特定産業に対する市場歪曲的な低利融資等も含んだ概念）があるとされている中、中国を市場経済的な国として扱うかどうかという議論である。

2. 各国の対応方針

(1) 米国

米国は、米国AD法令（1930年関税法 § 1677(18)）において、AD課税の調査において第三国価格等を使用できる「非市場経済（NME）国」の定義を設け、別途米商務省が、「中国」についてNME国である旨認定している。中国加盟議定書に基づき、第15条(a)(ii)失効後も、引き続き中国のNME国

扱いを維持し、中国に対するAD調査において、第三国価格を使用する方針である。

(2) EU

現行のEUのAD規則（EU規則No.2016/1036 Article 2(7)）では、第三国価格を使用しうる国として中国等の国名を明示し、原則として、AD課税調査における第三国価格の使用を義務づけている。

昨年7月の欧州委員会閣議において、規則上は特定の国名を非市場経済国として明示しない形式をとりつつ、引き続き、中国に対するAD調査で第三国価格を使用することができることを内容とする法改正を行っていく方針が了承され、昨年11月9日に欧州理事会及び欧州議会に対して関連法案が提出された。

(3) 我が国

我が国では、「不当廉売関税に関する政令」（第2条第3項）において、中国に対するAD課税調査に第三国価格を使用できる旨規定している。

昨年12月11日以降も引き続き、中国産品に対するAD調査において第三国価格は使用可能と解釈し、これを明確化するため、「不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン」に所要の修正を行った。

(4) その他の国々

豪州は中国とのFTA交渉入り前の2005年に、中国をAD調査で市場経済国扱いすると表明し、韓国も2005年、中国をAD調査で市場経済国扱いすることを約束し、調査実務上、中国産品に対するAD調査において、他の市場経済国の産品に対するAD調査と同じ規律を適用している。ブラジルは、2004年に中国に対して市場経済国扱いすることを政治的に

約束したものの、現時点まで国内法令を変更しておらず、調査実務上は中国産品に対する AD 調査において第三国価格の使用を継続している。

これに対して、カナダは、昨年 12 月 11 日の一部根拠失効後も、中国に対して AD 調査で、第三国価格を使用できる規定を維持している。また、インドは、国内法令・調査実務上、中国に対する AD 調査において第三国価格の使用が可能であり、特段変更する予定を発表していない。

3. WTO 紛争解決手続

昨年 12 月 12 日、中国は、米国及び EU に対して、市場経済国問題に関して、WTO 上の二国間協議要請を行った。本年 2 月 7 日、8 日に、米国と中国の間で、二国間協議が行われた。また、現時点では、中国は米国に対してパネル設置要請を行っていないが、EU に対しては本年 4 月 3 日の DSB 臨時会合にてパネル設置済みである。

今後本件は、WTO の紛争解決手続を通じて解決されることになる。

(参考)

中国加入議定書第 15 条

(a) (AD 協定の下における価格比較可能性の決定にあたり)、輸入国である WTO 加盟国は、調査の対象となる産業について、中国の価格またはコストを用いるか、または以下の規則に基づき、中国における国内価格またはコストとの厳密な比較にはよらない方法を用いるものとする。

(i) 調査の対象となる生産者が、同種の産品を生

産している産業において、当該産品の製造、生産及び販売に関し市場経済の条件が普遍的である旨を明らかに示すことができる場合には、輸入国である WTO 加盟国は、価格比較可能性を決定するに当たり、調査の対象となる産業について中国の価格またはコストを用いる。

(ii) 調査の対象となる生産者が、同種の産品を生産している産業において、当該産品の製造、生産及び販売に関し市場経済の条件が普遍的である旨を明らかに示すことができない場合には、輸入国である WTO 加盟国は、中国における国内価格またはコストとの厳密な比較にはよらない方法を用いることができる。

(中 略)

(d) 輸入国である WTO 加盟国の国内法において、中国が自国は市場経済国であることを証明したときは、この節の(a)の規定の適用は終了する。この場合において、当該輸入国の国内法には、加入の日の時点で、市場経済国についての基準が含まれていなければならない。いずれの場合であっても、この節の(a)(ii)の規定は、加入後 15 年の経過をもって失効する。さらに、輸入国である WTO 加盟国の国内法に従い、中国が特定の産業または部門において市場経済の条件が普遍的であることを証明したときは、この節の(a)に規定された非市場経済条項は、当該産業または部門について適用されない。

